

親子で学ぼう 自転車の ルールとマナー

平成20年には、約32,000人の子ども(15歳以下)が
自転車事故でけがをしています。 (警察庁交通局資料)

Honda 自転車シミュレーターで、
自転車のルールとマナーを
お子様に伝えてみませんか？

操作は簡単！
まずは実際にお子さまと一緒に
体験してみましょう！

START!

STEP
1

走行中の様子をしっかりと見る

※途中でアドバイスはしない

お子さまを
自転車シミュレーターに乗せる

※お子さまに体験方法を説明する

STEP
2

Check Point 欄にチェックする

※できていればチェックする

STEP
3

上手にできたところをほめてあげる

※無くても1つ以上ほめる

STEP
4

できなかったところを
安全アドバイスする

※アドバイスの内容は「お子さまに
伝えてほしいこと」を参考にしてください

STEP
5

Check Point

- スタート時に安全確認ができていますか？
- 道路を横断するときに安全確認ができていますか？
- 右左折する時に安全確認ができていますか？
- 駐車車両の手前で安全確認ができていますか？
- スピードを出しすぎていませんか？
- クルマや歩行者に衝突する事故を起こしていませんか？
- 信号を守っていますか？
- 標識を守っていますか？
- 歩行者に道をゆずっていますか？



お子さまに伝えてほしいこと



アドバイス
1

お子さまが安全確認をしていなかったら

安全確認は、とても大切です。特に信号機の無い交差点では、「停止線の手前できちんと止まって、必ず前後・左右の安全を確認しよう」とアドバイスしましょう。

ここが
ポイント

道路を横断する時は、止まって安全を確認することが大切です。しっかりと安全確認するには、きちんと止まらないとできません。「止まること」「安全確認」の大切さを伝えましょう。

アドバイス
2

お子さまがスピードを出しすぎていたら

スピードを出しすぎると急に目の前に何かが飛び出してきた時、すぐに止まれません。「スピードは出しすぎないように」とアドバイスしましょう。

ここが
ポイント

歩道では徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止し、他の交通参加者に迷惑がかからないように走行することを伝えましょう。そして、みんなが安心して通行できることの大切さを伝えてください。



アドバイス
3

お子さまが信号・標識を守っていなかったら

「自転車にも、ルールがあるんだよ。しっかりと信号や標識を見てルールを守って走ろう」と伝えてください。そして、お子さまがわからなかった交通ルールの意味を教えてください。

ここが
ポイント

道路を通行するのは自分1人ではありません。クルマやバイク、他の自転車や歩行者も通行しています。お互いがルールを守ることで交通事故が防げることを教えてください。



知っておきたい自転車のルール(一部)

| 項目 | 道路交通法 |
|------------------|---|
| 車道通行 | ・児童や幼児は歩道を通行することができる |
| 左側通行等 | ・道路の中央から左側の左側端に寄って通行する ・歩道を通行する時は、次の事項を守らなければならない ①歩道上に自転車の通行部分が道路標示で指示されている場合はその部分を徐行で進行する ②道路標示による指示がない場合は、歩道の車道寄りを徐行で進行する ③歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をする。 |
| 二人乗りの禁止 | ・乗車席以外の場所に乗車させて運転してはならない ・また、公安委員会が定める乗車制限に反して乗車させ運転してはならない |
| 夜間ライトの点灯義務 | ・夜間、道路を通行する時は公安委員会が定める灯火をつける |
| 一時停止 | ・一時停止の標識がある交差点では、停止線の直前で一時停止し、交差車両等の通行を妨げない |
| 歩行者・自転車専用標識に従う義務 | ・「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、その信号に従って通行する |
| 自転車横断帯による交差点通行 | ・自転車横断帯がある交差点は、自転車横断帯を進行する |
| 児童や幼児のヘルメット着用義務 | ・児童や幼児を自転車で乗車させる時は、ヘルメットを着用させるように努める |

※違反した場合は、罰金または料金を科せられる場合もあります。

●自転車に関わる主な標識



自転車専用



自転車及び歩行者専用



自転車横断帯



自転車通行止め



一時停止

※お子さまの安全を守る上で、自転車に乗車させる場合は、ヘルメットを着用させましょう。